三原市特殊詐欺防止用電話機等の購入費補助金交付の手続きの流れ

①交付申請書の提出

① 特殊詐欺防止用電話機等購入費補助金交付申請書（様式第１号）に次の添付書類を添えて市へ提出。
(1)購入予定の電話機等の見積書等の写し
(2)購入予定の電話機等のカタログ等

②書類審査

③ 書類審査の結果，交付が適当と認められる場合
⇒補助金交付決定通知書を送付
交付が適当でない場合
⇒補助金不交付決定通知書を送付

③交付（または不交付）決定通知書の送付

④ 電話機等を市内の店舗から購入。
※必ず決定通知書が届いてから購入してください。

④電話機等の購入

変更・中止・廃止承認申請書送付

変更・中止・廃止承認通知書送付

※交付決定通知後に変更・中止・廃止のある場合は承認申請書の提出が必要です。

⑤実績報告書の提出

⑤ 固定電話機等の購入後30日以内または年度の末日のいずれか早い日までに三原市特殊詐欺防止用電話機等購入費補助事業完了実績報告書（様式第６号）に次の添付書類を添えて市へ提出。
・特殊詐欺防止用電話機等の領収書の写し
※申請者氏名と購入機種が記入してある領収書を添付してください。

⑥書類審査

⑦ 補助金額確定通知書を送付

⑦補助金額確定通知書の送付

⑧補助金交付請求書（様式第８号）を市へ提出
※押印のうえ，振込先の通帳の写しを添付してください。

⑧補助金交付請求書の提出

⑨指定口座に補助金を振込

⑨補助金交付